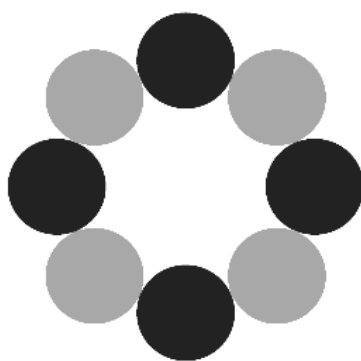


令和3年南砺市議会定例会
令和3年4月会議
議案書



南砺市

令和3年4月会議提出案件

目 次

予算関係

議案第	50号	令和3年度南砺市一般会計補正予算（第1号）……………	3
-----	-----	----------------------------	---

その他

承認第	1号	専決処分の承認を求めることについて……………	14
		・専決第3号 令和2年度南砺市一般会計補正予算（第17号）…	15
承認第	2号	専決処分の承認を求めることについて……………	22
		・専決第4号 南砺市税条例の一部改正について……………	23
報告第	1号	専決処分の報告について……………	29

議案第50号

令和3年度南砺市一般会計補正予算（第1号）

令和3年度南砺市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,794千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,019,794千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		2,535,036	16,814	2,551,850
	2. 国庫補助金	1,161,327	16,814	1,178,141
17. 県支出金		1,921,322	2,980	1,924,302
	3. 県委託金	208,513	2,980	211,493
歳入合計		32,000,000	19,794	32,019,794

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		8,222,292	16,814	8,239,106
	2. 児童福祉費	3,110,514	16,814	3,127,328
10. 教育費		3,423,941	2,980	3,426,921
	3. 中学校費	421,212	2,980	424,192
歳 出 合 計		32,000,000	19,794	32,019,794

1. 総括

歳入歳出予算事項別明細書

(1) 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金	2,535,036	16,814	2,551,850
17. 県支出金	1,921,322	2,980	1,924,302
歳入合計	32,000,000	19,794	32,019,794

(2) 歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 民生費	8,222,292	16,814	8,239,106	16,814			
10. 教育費	3,423,941	2,980	3,426,921	2,980			
歳出合計	32,000,000	19,794	32,019,794	19,794			

2. 歳入

第 16 款 国庫支出金

第 2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	106,382	16,814	123,196	2 児童福祉費補助金	16,814	子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金[10/10] 16,400 子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金[10/10] 414
計	1,161,327	16,814	1,178,141			

第 17 款 県支出金

第 3 項 県委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 教育費県委託金	81,618	2,980	84,598	3 中学校費委託金	2,980	地域運動部活動推進事業委託金[10/10] 2,980
計	208,513	2,980	211,493			

3. 歳出
第3款 民生費

第2項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
2 児童措置費	690,694	16,814	707,508	3		8(01202) 子育て世帯生 活支援特別給 付費	16,814	(国補) 16,814			子育て世帯生活支援特 別給付金事業 ・時間外勤務手当 300 ・事務費 48 ・通信費 42 ・振込手数料 24 ・特別給付金 16,400	
				職員手当等	300							
				10 需用費	48							
				11 役務費	66							
				18 負担金補助 及び交付金	16,400							
		目計	16,814	16,814								
計	3,110,514	16,814	3,127,328				16,814	16,814				

第10款 教育費

第3項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
3 中学校教育 振興費	130,694	2,980	133,674	1		1(00588) 中学校教育振 興費	2,980	(県委) 2,980			地域運動部活動推進事 業 ・会計年度任用職員 報酬9人 1,824 社会保険料 6 スポーツ安全保険料 15 ・事務費 15 ・通信費 15 ・説明会会場使用料 92 ・送迎車両使用料 1,013	
				報酬	1,824							
				4 共済費	6							
				10 需用費	15							
				11 役務費	30							
				13 使用料及び 賃借料	1,105							
		目計	2,980	2,980								
計	421,212	2,980	424,192				2,980	2,980				

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(531) 629	541,498	2,167,069	1,098,930	3,807,497	706,899	4,514,396	
補 正 前	(522) 629	539,674	2,167,069	1,098,630	3,805,373	706,893	4,512,266	
比 較	(9)	1,824		300	2,124	6	2,130	

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	59,938	39,552	15,555	45,656	1,068	67,438		
	補正前	59,938	39,552	15,555	45,656	1,068	67,138		
	比 較						300		
職員手当 の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後		1,032	3,307	519,236	322,128	24,020		
	補正前		1,032	3,307	519,236	322,128	24,020		
	比 較								

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(23) 519		1,927,829	1,024,856	2,952,685	583,593	3,536,278	
補 正 前	(23) 519		1,927,829	1,024,556	2,952,385	583,593	3,535,978	
比 較				300	300		300	

() 内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	59,938	39,552	15,555	40,027	798	67,438		
	補正前	59,938	39,552	15,555	40,027	798	67,138		
	比 較						300		
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後		1,032	3,307	451,151	322,128	23,930		
	補正前		1,032	3,307	451,151	322,128	23,930		
	比 較								

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(508) 110	541,498	239,240	74,074	854,812	123,306	978,118	
補 正 前	(499) 110	539,674	239,240	74,074	852,988	123,300	976,288	
比 較	(9)	1,824			1,824	6	1,830	

() 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後				5,629	270			
	補正前				5,629	270			
	比 較								
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				68,085		90		
	補正前				68,085		90		
	比 較								

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
職員手当	300	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	300	時間外手当の増減分	300

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のことについて専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年4月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

専決第3号 令和2年度南砺市一般会計補正予算（第17号）

専決第3号

令和2年度南砺市一般会計補正予算（第17号）

令和2年度南砺市一般会計補正予算（第17号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,067,685千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月31日

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		9,901,731	31,000	9,932,731
	2. 国庫補助金	8,298,487	31,000	8,329,487
歳入合計		42,036,685	31,000	42,067,685

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 土木費		5,503,898	31,000	5,534,898
	2. 道路橋梁費	2,344,694	31,000	2,375,694
歳 出 合 計		42,036,685	31,000	42,067,685

1. 総括

歳入歳出予算事項別明細書

(1) 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金	9,901,731	31,000	9,932,731
歳入合計	42,036,685	31,000	42,067,685

(2) 歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
8. 土木費	5,503,898	31,000	5,534,898	31,000			
歳出合計	42,036,685	31,000	42,067,685	31,000			

2. 歳入

第 16 款 国庫支出金

第 2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 土木費国庫補助金	1,016,107	31,000	1,047,107	1 道路橋梁費補助金	31,000	臨時道路除雪事業費補助金[定額] 31,000
計	8,298,487	31,000	8,329,487			

3. 歳出
第8款 土木費

第2項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金 (国補)	地方債	その他		
4 除雪対策費	832,132	31,000	863,132	12 委託料	31,000	1(00487) 除雪対策費	31,000	31,000				除排雪委託料 31,000
						目計	31,000	31,000				
計	2,344,694	31,000	2,375,694				31,000	31,000				

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、南砺市税条例の一部改正について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年4月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

専決第4号

南砺市税条例の一部改正について

南砺市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市税条例の一部を改正する条例

令和3年3月31日
南砺市条例第15号

南砺市税条例（平成16年南砺市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「次条第2項及び」を「次条第2項及び第3項並びに」

に改める。

第53条の9に次の2項を加える。

- 3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第

35項」に改め、同項を同条第15項とし、同条中第17項を削り、第18項を第16項とし、第19項を第17項とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車」が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受

けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第３項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第４項中「、当該ガソリン軽自動車平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の３項を加える。

６ 法附則第３０条第２項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第８２条の規定の適用については、当該軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第２項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

７ 法附則第３０条第７項の規定の適用を受ける３輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第８２条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第３項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

８ 法附則第３０条第８項の規定の適用を受ける３輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第８２条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和５年度分の軽自動車税の種別割に限り、第４項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第１６条の２第１項中「第５項」を「第８項」に改める。

附則第25条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例の規定による改正後の南砺市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行ったこの条例の規定による改正前の南砺市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月

3 1日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償に係る和解について専決処分したので、同条第2項の規定により下記のとおり報告する。

令和3年4月7日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

専決 番号	概 要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分 年 月 日
1	令和3年1月22日に南砺市福野地内で発生した車両の損傷事故	南砺市在住1名	市が支払う額 198,165円	令和3年3 月8日
2	令和3年1月26日に南砺市野新地内で発生した市道における車両の損傷事故	南砺市やかた 株式会社神能工 務店	市が支払う額 423,500円	令和3年3 月22日